

# 地方競馬全国協会 会報

第 297 号 平成 20 年 1 月

目 次
-----

## 競馬関係

登録関係

馬主及び馬の登録数調べ

研修関係

研修実施状況（平成 19 年 10 月～12 月）

## 協会への通知等

省令等

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律の施行  
について

## 人事

平成 20 年 1 月

## できごと

平成 19 年 12 月

## 馬主および馬の登録数調べ

### 平成 19 年 12 月分 登録件数等

区 分	登 録	抹 消	登録証 再交付	登録事項変更			
				住所	馬主	馬名	他
馬 主	73	31	1	7			2
馬	248	321	4		292	8	7

### 競走種類別・年齢別の馬登録頭数

種別 年齢	平 地			ばん えい	計
	サラ系	アラ系	小計		
1 歳	10	0	10	0	10
2 歳	73	0	73	0	73
3 歳	103	0	103	0	103
4 歳	20	0	20	0	20
5 歳	18	0	18	0	18
6 歳以上	24	0	24	0	24
計	248	0	248	0	248

ただし、登録事項の変更及び抹消については 12 月中に事務処理済みの件数である。

## 研修実施状況（平成 19 年 10 月～12 月）

### 平成 19 年度第 4 回騎手研修講座

平成 19 年 10 月 9 日(火) 1 日間 1 名

場所 旭川競馬場裁決委員室

北 海 道	三 井 健 一
-------	---------

### 平成 19 年度第 5 回騎手研修講座

平成 19 年 9 月 25 日(火) 1 日間 1 名

場所 地方競馬全国協会 4F 会議室

兵 庫 県	田 中 学
-------	-------

### 平成 19 年度決勝審判委員業務研修

平成 19 年 11 月 6 日(火)～11 月 9 日 4 日間 2 名

場所 地方競馬研修館

千葉県競馬組合	森 田 秀 雄	特別区競馬組合	笹 本 美 穂
---------	---------	---------	---------

調講生

地方競馬全国協会	石 川 貴 士
----------	---------

### 平成 19 年度第 3 回調教師研修講座

平成 19 年 11 月 8 日(木) 1 日間 1 名

場所 地方競馬全国協会 4F 会議室

広 島 県	東 森 優
-------	-------

### 平成 19 年度裁決委員業務研修

平成 19 年 11 月 27 日(火)～11 月 30 日(金) 4 日間

場所 地方競馬研修館

神奈川県川崎競馬組合	青 木 稔	神奈川県川崎競馬組合	中 嶋 義 昭
神奈川県川崎競馬組	龍 門 直 行	石 川 県	尼ヶ崎 淳

聴講生

地方競馬全国協会	石 川 貴 士	韓国馬事会	石 英 日
韓国馬事会	黄 仁 昱		

平成 19 年度第 3 回調教師(補佐)課程

平成 19 年 12 月 3 日(月) ~ 12 月 21 日(金) 19 日間 4 名

場所 地方競馬研修館

埼 玉 県	宇野木 博 徳	東 京 都	佐々木 学
東 京 都	三 浦 誠	神 奈 川 県	武 井 和 実

平成 19 年度第 4 回調教師研修講座

平成 19 年 12 月 25 日(火) 1 日間 3 名

場所 地方競馬全国協会 4F 会議室

石 川 県	藤 田 進	岐 阜 県	後 藤 保
愛 知 県	原 口 次 夫		

# 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律の施行について

(平成20年1月16日19生畜第1801号)

(農林水産省生産局長から地方競馬全国協会理事長あて)

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律(平成19年法律第76号。以下「改正法」という。)については、競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(平成19年政令第387号)により、競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成19年政令第388号。以下「整備政令」という。)及び競馬法施行規則及び地方競馬全国協会の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(平成19年農林水産省令第95号)とともに、平成20年1月1日から施行されたところであるが、下記の事項に留意の上、適正かつ円滑な運用について、格段の御配慮をお願いする。

## 記

### 第1 改正法の趣旨

日本中央競馬会(以下「競馬会」という。)及び地方競馬全国協会(以下「協会」という。)については、平成17年12月に閣議決定された行政改革の重要方針の中で改革の方向性が示されたところである。一方、我が国の競馬は、近年の景気の低迷、趣味や娯楽の多様化等に伴い売上げの減少が続いており、特に地方競馬においては、平成3年度以降売上げが大きく落ち込み、ピーク時の4割を下回る水準まで減少するなど大変厳しい状況となっている。

競馬をめぐるこのような状況にかんがみ、行政改革の重要方針で示された措置を実施するとともに、地方競馬の活性化を図るための措置を講ずることとし、競馬法(昭和23年法律第158号)及び日本中央競馬会法(昭和29年法律第205号。以下「競馬会法」という。)の一部が改正されたものである。

今回は、改正法で講じられた措置のうち、地方競馬における事業収支の改善の促進並びに協会の組織の改正及び業務の追加に係る改正を施行するものである。なお、競馬会に係る改正、払戻金の上乗せ及び1号交付金(競馬法第23条第1項第1号の規程による交付金をいう。以下同じ。)の還付のほか、場外設備の変更手続及び競走の実施に係る区域制限について規制緩和を行うための措置等は平成19年9月1日に施行されている。

### 第2 改正の内容

#### 1 地方競馬における事業収支の改善の促進

##### (1) 1号交付金の交付の特例の見直し

###### ア 概要

(ア) 都道府県及び指定市町村(以下「地方競馬主催者」という。)が、協会に交付すべき

1号交付金の交付の期限の延長をしようとする措置を講ずる期間（以下「特例期間」という。）について、現行の3年を限度とする期間では地方競馬主催者に期待される事業収支改善が困難となることも懸念されることから、当該制度の利用の円滑化を図り、地方競馬主催者の一層の事業収支改善に資するため、5年を超えることができないものとされた（競馬法第23条の2第3項関係）。

（イ）地方競馬主催者が1号交付金の交付の期限の延長を農林水産大臣に協議するにあたり、農林水産大臣に提出する事業収支改善計画について、地方公共団体の意思決定等に係る地方の自主性及び自律性を尊重する傾向にあること、近年では議会の議決を個別法に義務付けないこととした法律も多数存在することから、地方競馬主催者の議会の議決を要しないこととされた（競馬法第23条の2第4項関係、改正前の競馬法施行規則（昭和29年農林省令第55号）第37条第2項の削除）。

（ウ）現に1号交付金の交付の期限の延長を行っている地方競馬主催者は、その特例期間が終了するまでの間においては、当該特例期間と併せて5年を超えない範囲内において、当該特例期間を更に延長することができることとされた（改正法附則第2条第1項関係）。

併せて、1号交付金の交付の期限の延長を行う際の農林水産大臣への協議及びそれに対する農林水産大臣の同意についての手順等は、前段の特例期間の延長を行おうとする場合について準用することとされた（改正法附則第2条第2項関係）。

#### イ 留意事項

（ア）特例期間を延長する場合等の事業収支改善計画の実施状況

1号交付金の交付の期限の延長を行っている地方競馬主催者が、更に特例期間の延長を農林水産大臣に協議する場合には、農林水産大臣へ提出する書類に、それまでの特例期間における事業収支改善計画の実施状況について記載されたい。なお、競馬法第23条の4に規定する特例期限を更に延長する場合の農林水産大臣への協議においても同様に取扱われたい。

（イ）特例期間の延長の協議に係る収支の算定

農林水産大臣の同意は、競馬の事業の収支について、官庁会計ではなく一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成された協議書に基づいて行うこととしており、特例期間の延長の協議書についても同様に企業会計の基準に従って作成されたい。

（2）競馬活性化計画の認定と当該計画に基づいて行う事業に対する支援

#### ア 趣旨

現行の競馬連携計画制度は、収支の改善を目的としたものであるが、地方競馬の競走の魅力を高め、ファンにアピールすることにより売上げの拡大を図るといった観点からの連携は進みにくかったところである。また、同計画の作成は地方競馬主催者の自発的な連携に基づくものであるが、公平な立場からの調整役がないことも、地方競馬主催者間の連携及び調整が十分に進んでいない一因となっている。

このため、競馬連携計画が競馬活性化計画へ拡充され、協会の調整及び助言の下、競走の魅力の向上や競馬に対する関心の向上を図る等地方競馬の活性化に資する方策を実施することにより、地方競馬主催者の事業の収支の改善を図るための計画制度に改正することとされた。更に、地方競馬全体の底上げを図るために日程調整等を行う結果必要となる地方競馬主催者が単独で行う競馬の実施に必要な施設又は設備の設置の事業等に関する事項についても、日程調整等の実効性を高め、地方競馬が実施される時間帯や方法に柔軟性を持たせることで地方競馬の魅力の向上につながることから、競馬活性化計画の対象とすることとされた（競馬法第23条の7関係）。

## イ 概要

地方競馬主催者は、共同して、競馬の実施に関する相互の連携の促進その他の地方競馬の活性化に資する方策を実施することにより、その事業の収支の改善を図るための計画を作成し、農林水産大臣の認定を申請することができるものとされるとともに、競馬活性化計画には、競馬活性化計画の目標、競馬活性化計画の期間、競馬活性化計画の実施による当該都道府県又は当該指定市町村ごとの競馬の事業の収支の改善の程度を示す指標、当該都道府県又は当該指定市町村が協会による調整又は助言に基づいて行う当該都道府県又は当該指定市町村間の競走の編成又は出走の条件についての調整その他の競走の魅力をも高めるために必要な措置に関する事項、当該都道府県又は当該指定市町村が単独で又は共同して行う競馬の実施に必要な施設又は設備の設置の事業その他の地方競馬の活性化に資する事業に関する事項、当該都道府県又は当該指定市町村が組織する協議会に関する事項のほか、当該都道府県又は当該指定市町村ごとに競馬の事業の収支の状況及び計画期間内における競馬の事業の収支の見通しを定めるものとされ、当該認定の申請の際には、当該協議会の規約を添付しなければならないものとされた（競馬法第23条の7第1項及び第2項関係）。

農林水産大臣は、当該競馬活性化計画を認定するに当たっては、計画に記載された地方競馬主催者間の調整等競走の魅力をも高めるために必要な措置が協会の調整又は助言に基づくものかどうか、また、施設及び設備の設置等の事業が日程調整等を実現するために効率的かつ適切なものであるかどうかを確認する必要があるため、協会の意見を聴くこととされ、協会は、運営委員会の議決を経た上で意見を述べるものとされた（競馬法第23条の7第4項及び第5項関係）。

農林水産大臣は、競馬活性化計画の認定を受けた地方競馬主催者（以下「認定地方競馬主催者」という。）が当該認定に係る競馬活性化計画（以下「認定競馬活性化計画」という。）に従って競馬の事業を実施していないと認めるときはその認定を取り消すことができるものとされた（競馬法第23条の8第2項関係）。

協会は、認定地方競馬主催者が認定競馬活性化計画に基づいて行う事業につきその経費を補助する業務（以下「競馬活性化補助業務」という。）を行うものとされた（競馬法第23条の36第1項第8号関係）。また、協会は、競馬活性化補助業務及びこれに附随する業務に係る経理については、競馬活性化勘定を設けて整理するものとされた（競馬法第

23条の43第2号関係)。

## ウ 留意事項

### (ア) 計画の認定の要件の追加

地方競馬主催者が単独で行う事業についても、競馬活性化計画の対象として、協会の補助対象となるとされたところであるが、当該事業は、単に当該主催者に裨益するだけでなく、地方競馬の活性化に資するような競馬の実施に必要な施設等の事業であることが必要である。このことを農林水産大臣による認定の際に確認するため、計画に単独で行う事業に関する事項が定められている場合においては、当該事業が競馬の実施に関する相互の連携の促進その他地方競馬の活性化に資するものであることが必要であるとされた(競馬法第23条の7第3項第3号関係)。

### (イ) 競馬の事業の収支の算定

競馬活性化計画の認定は、競馬連携計画と同様に競馬の事業の収支について、官庁会計ではなく企業会計により行うこととするので、農林水産大臣へ提出される競馬活性化計画については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成されたい。なお、競馬法第23条の7第3項第2号の「競馬の事業の収支の改善が相当程度見込まれること」とは、競馬事業の収益率(当期純利益(損失)/(営業収益+営業外収益+特別利益)の百分率)が2ポイント以上改善されることが見込まれることとするので留意されたい。

### (ウ) 競馬活性化補助業務

認定競馬活性化計画に記載された事業につき、協会から経費の補助を受ける場合の具体的な手続については、認定競馬連携計画に記載された事業と同様、各認定地方競馬主催者が、毎事業年度、協会に対し補助の申請をすることが必要となるので留意されたい。

なお、競馬活性化補助業務に必要な経費の財源に充てるため、協会の勘定間の繰入れ及び競馬会から協会への資金の交付が平成24年度まで延長して行われることとされた(競馬法附則第8条関係)。競馬活性化計画制度を利用する地方競馬主催者にとっては、平成24年度までに競馬の事業の収支の改善を達成するよう努められたい。

### (エ) 1号交付金の交付の期限の延長の措置等との併用

認定競馬活性化計画に基づいて行う事業についての経費の補助を受ける地方競馬主催者は、1号交付金の交付の期限の延長の措置又は特定事業収支改善措置による1号交付金の還付の措置を利用することはできないので留意されたい。

## 2 協会の組織の改正

### (1) 地方共同法人化

協会は、行政改革の重要方針において、地方競馬主催者が主体となって運営し、地方競馬の事業の改善に資する事業を新たに行う法人とすることとされ、今回の改正により地方共同法人となったところである。地方共同法人については、そのメルクマールが特殊法人等改革



基本法（平成13年法律第58号）に基づく特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）に示されており、ある法人を地方共同法人化するためには、このメルクマールを充たすよう法律上措置することが必要であるとされ、この条件を満たすべく、改正法により協会について整備が行われた。

#### （2）定款の制定

協会は、地方競馬主催者が主体となって運営する法人となることから、法人が自らを律するための根本規則を作成することが必要となったところである。これに伴い、定款をもって、その目的、名称等を定めなければならないこととするとともに、定款の変更は農林水産大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととされた（競馬法第23条の16関係）。

#### （3）運営委員会の設置

協会に地方競馬主催者の長等から構成される運営委員会を置くとともに、業務の運営に関する基本的事項である予算・事業計画及び定款・業務方法書の変更等は運営委員会の議決を経なければならないこととされた（競馬法第23条の17及び第23条の18関係）。

#### （4）役員の任命

協会を代表し、その業務を総理する者として理事長を置くこととするとともに、理事長は運営委員会が農林水産大臣の認可を受けて任命することとされた（競馬法第23条の25第1項及び第23条の26第1項関係）。

#### （5）関連規定の整備

地方共同法人は、特殊法人等整理合理化計画においては特殊法人ではないという整理がなされていることから、協会についても、総務省の特殊法人に係る審査等の対象から除外することとされた（競馬法附則第10条関係）。また、協会の業務を円滑に推進するため、国及び地方公共団体から協会へ出向する職員が勤務関係における不利を被らないよう措置し、国及び地方公共団体と協会との人事交流を円滑に実施するとともに、協会を簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づく人件費削減の対象となる法人から除外することとされた（整備政令第2条から第6条まで関係）。

### 3 協会の業務の追加

#### （1）競馬の開催に関する調整及び助言

協会の業務に、開催日程や番組編成その他競馬の開催に関して、地方競馬主催者間における必要な調整を行うとともに、地方競馬主催者に対して必要な助言を行う業務が追加された（競馬法第23条の36第1項第5号関係）。この業務は、開催日程の重複や主催者ごとに異なる番組編成など、地方競馬が必ずしもファンの視線に立った開催体制となっていないことにかんがみ、地方競馬全体の発展に資するため協会に追加されたものであり、地方競馬主催者におかれては、この趣旨を踏まえ、協会が行う当該業務が円滑に実施されるよう留意願いたい。

## (2) 共同利用施設の設置等

地方競馬の事業の改善を図るため、地方競馬主催者が共同して利用する競馬の事業のための施設又は設備の設置又は整備を行う業務が追加された（競馬法第23条の36第1項第6号関係）。なお、当該業務に係る経理については、競馬活性化勘定により整理することとされた（競馬法第23条の43第2号関係）。

## (3) 地方競馬に関する調査及び研究

協会が新たに実施することとなった開催日程や番組編成の調整、共同利用施設の設置等に関する業務を円滑に実施するため、その前提となる地方競馬に関する調査及び研究を行う業務が協会の業務に追加された（競馬法第23条の36第1項第7号関係）。

## (4) 競馬の実施に関する事務の委託

地方競馬主催者の競馬開催体制の合理化を促進するため、協会は、地方競馬主催者から委託を受けて競馬の実施に関する事務を行うことができることとされた（競馬法第23条の36第2項関係）。

この地方競馬全国協会が受託できる競馬の実施に関する事務の範囲は、

ア 勝馬投票券の発売並びに払戻金、返還金及び1号給付金又は2号給付金の交付を行うこと（競馬法施行令（昭和23年政令第242号）第17条の3第1項第1号関係）

イ 競馬場内及び場外設備内の取締りを行うこと（同項第2号関係）

ウ 入場料を徴収すること（同項第3号関係）

エ 競走を実施すること（同条第2項第1号関係）

オ これらに附帯する事務（同条第1項第4号及び第2項第2号関係）

とされた。

なお協会が地方競馬主催者から競馬の実施に関する事務の委託を受ける業務を開始する場合には、農林水産大臣の認可が必要とされた（競馬法第23条の36第3項関係）。この認可に当たっては、協会が公正確保上問題が生じないような体制でかつ的確に競馬の実施に関する事務を行うことが可能か審査することとしているので留意されたい。

## 4 競馬実施事務委託制度の見直し

### (1) 概要

ア 地方競馬主催者は、従来から認められている他の都道府県、市町村、競馬会及び私人に加え、協会に対しても競馬の実施に関する事務を委託することができることとされた（競馬法第21条関係）。

なお、地方競馬主催者が協会に委託することができる競馬の実施に関する事務の範囲は、3の(4)に示したとおりである（競馬法施行令第17条の3第1項及び第2項関係）。

イ 地方競馬主催者は、競馬の実施に関する事務のうち、競走の実施に関する事務を協会に委託する場合には、農林水産大臣の承認を受けなければならないこととされた（競馬法施行令第17条の3第3項関係）。この承認の申請の手続は、他の都道府県若しくは指定市

町村又は競走の実施に関する事務を行うことを目的とする民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人に委託する際と同様に行われたい。

（2）留意事項

地方競馬主催者は、競馬の実施に関する事務を協会に委託するに当たっては、他に受託することが可能である者へ委託する場合と同様に、採算性の向上についても考慮し、経費の削減が図られるよう努められたい。併せて、適正な経費水準での委託となるよう留意されたい。

また、地方競馬主催者は、競馬の実施に関する事務を協会に委託するに際しては、競馬事業に関し警察署との間で合意されている事項が引き続き遵守されるようにされたい。

5 協会の行う業務に必要な資金の確保

（1）協会における勘定間の繰入れ

協会は、平成17年度から平成21年度までの5年間に限り、認定競馬連携計画に基づいて行う事業等に必要な経費の財源に充てるため、農林水産大臣の承認を受けた金額を畜産振興勘定から競馬連携勘定へ繰り入れることができることとされているが、競馬連携計画が競馬活性化計画に改定されたことに伴い、競馬連携勘定を競馬活性化勘定へと変更するとともに、協会が畜産振興勘定から競馬活性化勘定へ資金を繰り入れることができる期間を平成24年度まで延長することとされた（競馬法第23条の4第2号及び附則第8条第1項関係）。

なお、上記の承認の申請については、改正前の畜産振興勘定から競馬連携勘定への繰入と同様の手続で行われたい。

（2）競馬会から協会への資金の交付

競馬会は、平成17事業年度から平成21事業年度までの5年間に限り、協会が行う認定競馬連携計画に基づく業務及び競走馬生産振興業務に必要な経費の財源に充てるため、特別振興資金からそれぞれ農林水産大臣の定める金額を協会に交付するものとされているが、競馬連携計画が競馬活性化計画に改定されたことに伴い、引き続き競馬活性化補助業務及び競走馬生産振興業務に必要な経費の財源に充てるため協会に交付するほか、協会が行う共同利用施設の設置等の業務に必要な経費の財源についても、特別振興資金から農林水産大臣の定める金額を協会に交付することとされた。また、競馬会が協会に資金を交付する期間が平成24事業年度まで延長された（競馬法附則第8条第2項関係）。

## 人 事

地方競馬全国協会の人事異動について

【役員の退任】（平成20年1月15日付け）

山田 榮司（理事長）  
信國 卓史（常務理事）  
西岡 宗俊（理事）  
西 勝海（監事（非常勤））

【役員の就任】（平成20年1月16日付け）

仲田 和雄（理事長）  
澤井 義雄（副理事長）  
森 彪（理事）  
澤村 興隆（監事（非常勤））

【職員の配置換】（平成20年1月21日付け） 部長職

企画・事業部長（広報・情報部長併任） 小谷 敏彦（企画部長）  
活性化推進室長 鈴木 邦則〔全国公営競馬主催者協議会から派遣〕  
地方競馬教養センター所長 上田 毅（事業推進部長）

氏名の括弧内は異動前の役職

## できごと

平成19年12月

12月 3日 第4回馬主登録審査委員会  
7日 第2回競走実務研究会  
14日 NARグランプリ優秀馬選定準備委員会  
19日 第3回調教師・騎手免許試験委員会